

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	袖ヶ浦市国民健康保険条例：受診券発行者リスト	
行政機関等の名称	袖ヶ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課・国民健康保険班	
個人情報ファイルの利用目的	特定健康診査・特定保健指導業務は、高齢者の医療の確保に関する法律(第 80 号)に基づき、医療保険者に義務付けられた健診であり、国民健康保険の加入者に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診を実施するため。	
記録項目	個人識別符号（国保、社保、介護等の保険者番号等）、氏名、生年月日、性別、住所、健康診断等の結果（一部）	
記録範囲	年度末年齢 40 歳～74 歳の国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人、医療機関、高齢者支援課、健康推進課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県国民健康保険団体連合会、医療機関、健康推進課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）袖ヶ浦市役所市民生活部保険年金課	
	（所在地）千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	袖ヶ浦市国民健康保険条例：健康管理システム	
行政機関等の名称	袖ヶ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課・国民健康保険班	
個人情報ファイルの利用目的	特定健康診査・特定保健指導業務は、高齢者の医療の確保に関する法律(第 80 号)に基づき、医療保険者に義務付けられた健診であり、国民健康保険の加入者に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診を実施するため。	
記録項目	個人識別符号（国保、社保、介護等の保険者番号等）、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、健康診断等の結果、保健指導・診療調剤情報	
記録範囲	年度末年齢 40 歳から 74 歳の国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人、医療機関、高齢者支援課、健康推進課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県国民健康保険団体連合会、医療機関、健康推進課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）袖ヶ浦市役所市民生活部保険年金課	
	（所在地）千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	袖ヶ浦市短期人間ドック利用申請書	
行政機関等の名称	袖ヶ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課・国民健康保険班	
個人情報ファイルの利用目的	疾病の予防・早期発見と一層の健康保持増進のため、短期人間ドック受診費用に対し助成を行うため。	
記録項目	個人識別符号（個人番号）、個人識別符号（国保、社保、介護等の保険者番号等）、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、納税状況（一部）	
記録範囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人、世帯主	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）袖ヶ浦市役所市民生活部保険年金課	
	（所在地）千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	袖ヶ浦市短期人間ドック利用承認書	
行政機関等の名称	袖ヶ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課・国民健康保険班	
個人情報ファイルの利用目的	疾病の予防・早期発見と一層の健康保持増進のため、短期人間ドック受診費用に対し助成を行うため。	
記録項目	個人識別符号（国保、社保、介護等の保険者番号等）、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号	
記録範囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人、世帯主	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	ー	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）袖ヶ浦市役所市民生活部保険年金課	
	（所在地）千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	袖ヶ浦市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱：簡素化対象者一覧	
行政機関等の名称	袖ヶ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課・国民健康保険班	
個人情報ファイルの利用目的	限度額を超えて高額な医療費を支払った場合、申請により高額療養費を支給するため。	
記録項目	個人識別符号（国保、社保、介護等の保険者番号等）、氏名、住所、電話番号	
記録範囲	国民健康保険高額療養費簡素化申請者	
記録情報の収集方法	本人、世帯主	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）袖ヶ浦市役所市民生活部保険年金課	
	（所在地）千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険法：高額療養費支給関係綴	
行政機関等の名称	袖ケ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課・国民健康保険班	
個人情報ファイルの利用目的	限度額を超えて高額な医療費を支払った場合、申請により高額療養費を支給するため。	
記録項目	個人識別符号（個人番号）、個人識別符号（国保、社保、介護等の保険者番号等）、氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号等、収入・資産状況、納税・公的扶助、心身の状況等	
記録範囲	国民健康保険加入者	
記録情報の収集方法	本人、世帯主、医療機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	障がい福祉課、子育て支援課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）袖ケ浦市役所市民生活部保険年金課	
	（所在地）千葉県袖ケ浦市坂戸市場 1 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険法：高額療養費支給決定通知	
行政機関等の名称	袖ヶ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課・国民健康保険班	
個人情報ファイルの利用目的	限度額を超えて高額な医療費を支払った場合、申請により高額療養費を支給するため。	
記録項目	個人識別符号（国保、社保、介護等の保険者番号等）、氏名、住所、収入・資産状況	
記録範囲	国民健康保険加入者	
記録情報の収集方法	本人、医療機関、世帯主	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	ー	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）袖ヶ浦市役所市民生活部保険年金課	
	（所在地）袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	ー	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	医療費通知	
行政機関等の名称	袖ヶ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課・国民健康保険班	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険事業の健全な運営に資するため、被保険者に健康及び国民健康保険制度に対する意識を深めさせることを目的として医療費通知を実施するため。	
記録項目	個人識別符号（国保、社保、介護等の保険者番号等）、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、受診状況	
記録範囲	本人	
記録情報の収集方法	医療機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）袖ヶ浦市役所市民生活部保険年金課	
	（所在地）袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	差額通知書	
行政機関等の名称	袖ヶ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課・国民健康保険班	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険事業の健全な運営に資するため、後発医薬品の普及活動を実施することにより、被保険者における薬代の負担軽減及び医療費の抑制を図ることを目的として差額通知を実施するため。	
記録項目	個人識別符号（国保、社保、介護等の保険者番号等）、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、処方状況	
記録範囲	本人	
記録情報の収集方法	医療機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 袖ヶ浦市役所市民生活部保険年金課	
	（所在地） 袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	慢性腎臓病（CKD）予防連携事業綴	
行政機関等の名称	袖ケ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課・国民健康保険班	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険被保険者の高血圧や糖尿病等の生活習慣病を原因とする慢性腎臓病（CKD）の予防に取り組み、新規人工透析導入者の減少を目指して医療機関及び関係行政機関が相互に連携を図るための慢性腎臓病地域連携パスを発行し、受診勧奨を行うため。	
記録項目	個人識別符号（国保、社保、介護等の保険者番号等）、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、健康診断等の結果	
記録範囲	年度末年齢 40 歳から 74 歳の国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人、医療機関、健康推進課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	健康推進課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）袖ケ浦市役所市民生活部保険年金課	
	（所在地）千葉県袖ケ浦市坂戸市場 1 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税通知書	
行政機関等の名称	袖ケ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課・国民健康保険班	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者から政令で定める基準に従い、条例の定めるところにより算定された保険税率に基づき、保険税を徴収しなければならないため。	
記録項目	個人識別符号（国保、社保、介護等の保険者番号等）、氏名、生年月日、住所、所得・収入	
記録範囲	国民健康保険加入世帯	
記録情報の収集方法	本人、課等（市民課、課税課、納税課、生活支援課）、その他（他市町村）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	本人、課等（市民課、課税課、納税課、生活支援課）、その他（他市町村）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）袖ケ浦市役所市民生活部保険年金課	
	（所在地）千葉県袖ケ浦市坂戸市場 1－1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険料納入通知書（新規分）	
行政機関等の名称	袖ヶ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課・後期高齢・年金班	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条の 1 及び第 105 条の規定に基づき、千葉県後期高齢者医療広域連合の算定した保険料の徴収に関する事務を行うため。	
記録項目	個人識別符号（国保、社保、介護等の保険者番号等）、氏名、住所、所得・収入	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	本人、課等（市民課）、その他（社会保険庁）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	保険年金課、他の官公庁（千葉県後期高齢者医療広域連合）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）千葉県後期高齢者医療広域連合	
	（所在地）千葉市稲毛区天台 6－4－3 国保会館内	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険料納入通知書（変更分）	
行政機関等の名称	袖ヶ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課・後期高齢・年金班	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条の 1 及び第 105 条の規定に基づき、千葉県後期高齢者医療広域連合の算定した保険料の徴収に関する事務を行うため。	
記録項目	個人識別符号（国保、社保、介護等の保険者番号等）、氏名、住所、所得・収入	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者及び世帯構成員	
記録情報の収集方法	本人、課等（市民課）、その他（社会保険庁）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	保険年金課、他の官公庁（千葉県後期高齢者医療広域連合）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）千葉県後期高齢者医療広域連合	
	（所在地）千葉市稲毛区天台 6－4－3 国保会館内	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知書	
行政機関等の名称	袖ヶ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課・後期高齢・年金班	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条の 1 及び第 105 条の規定に基づき、千葉県後期高齢者医療広域連合の算定した保険料の徴収に関する事務を行うため。	
記録項目	個人識別符号（国保、社保、介護等の保険者番号等）、氏名、生年月日、住所、所得・収入	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	本人、課等（市民課）、その他（社会保険庁）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	保険年金課、他の官公庁（千葉県後期高齢者医療広域連合）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）千葉県後期高齢者医療広域連合	
	（所在地）千葉市稲毛区天台 6－4－3 国保会館内	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険料納付書	
行政機関等の名称	袖ヶ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課・後期高齢・年金班	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条の 1 及び第 105 条の規定に基づき、千葉県後期高齢者医療広域連合の算定した保険料の徴収に関する事務を行うため。	
記録項目	個人識別符号（国保、社保、介護等の保険者番号等）、氏名	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	本人、課等（市民課）、その他（社会保険庁）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	保険年金課、他の官公庁（千葉県後期高齢者医療広域連合）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）千葉県後期高齢者医療広域連合	
	（所在地）千葉市稲毛区天台 6－4－3 国保会館内	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険料督促状	
行政機関等の名称	袖ヶ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課・後期高齢・年金班	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条の 1 及び第 105 条の規定に基づき、千葉県後期高齢者医療広域連合の算定した保険料の徴収に関する事務を行うため。	
記録項目	個人識別符号（国保、社保、介護等の保険者番号等）、氏名、住所	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	本人、課等（市民課）、その他（社会保険庁）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	保険年金課、他の官公庁（千葉県後期高齢者医療広域連合）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）千葉県後期高齢者医療広域連合	
	（所在地）千葉市稲毛区天台 6－4－3 国保会館内	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	過誤納還付・充当通知書	
行政機関等の名称	袖ヶ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課・後期高齢・年金班	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条の 1 及び第 105 条の規定に基づき、千葉県後期高齢者医療広域連合の算定した保険料の徴収に関する事務を行うため。	
記録項目	個人識別符号（国保、社保、介護等の保険者番号等）、氏名、住所、納税状況	
記録範囲	高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	本人、課等（市民課）、その他（社会保険庁）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	保険年金課、他の官公庁（千葉県後期高齢者医療広域連合）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）千葉県後期高齢者医療広域連合	
	（所在地）千葉市稲毛区天台 6－4－3 国保会館内	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者健康診査	
行政機関等の名称	袖ヶ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課・後期高齢・年金班	
個人情報ファイルの利用目的	糖尿病等生活習慣病の早期発見をすることにより健康保持、生活の質の確保に資するため、千葉県後期高齢者医療広域連合から受託し行うため。	
記録項目	個人識別符号（国保、社保、介護等の保険者番号等）、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、健康診断等の結果	
記録範囲	千葉県後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	本人、課等（高齢者支援課）、その他（国保連合会、病院）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他の課等（高齢者支援課）、その他外部（国保連合会、病院）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）千葉県後期高齢者医療広域連合	
	（所在地）千葉市稲毛区天台 6－4－3 国保会館内	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		